

川口市内で看板の落下事故がありました いま一度 広告物の適切な管理を強化してください

令和6年7月24日、強風の影響で川口市内の看板が落下し、歩行者が重傷を負う事故が発生しました



落下箇所

落下
→



川口市では、屋外広告物の安全管理を強化するため、屋外広告物条例において以下の規定を設けています

○点検義務について

- ・ 広告物は屋外広告士等の有資格者による点検が義務化されています
(※有資格者：屋外広告士、屋外広告物講習会修了者等)

○点検対象について

- ・ 以下の広告物又は掲出物件以外の全ての広告物が対象です
(※対象外：貼り紙、貼り札、広告旗、立看板等)

○管理義務について

- ・ 表示・設置者、管理者に加え、所有者、占有者も広告物を良好な状態に保持する義務があります

倒壊や落下のおそれがあるものについては、必要な措置を行うとともに、一層の適切な管理及び必要な点検の実施に努めていただくようお願いいたします

川口市 都市計画課 計画推進係

TEL 048-242-6333 Eメール 120.02010@city.kawaguchi.saitama.jp